2026年6月より変更
入院時の食事療養費（食事代）について

全医療機関共通での値上げとなります。

入院時の食事代の標準負担額（1食）

<table>
<tr><th colspan="3">種　　類</th><th>金　額</th></tr>
<tr><td colspan="3">一般、一定以上所得者
（注①）</td><td>550円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">非課税

世帯</td><td rowspan="2">区分Ⅱ

（注②）</td><td>90日までの入院</td><td>270円</td></tr>
<tr><td>90日を超える入院

（過去12か月の入院）</td><td>220円</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分Ⅰ（注③）</td><td>130円</td></tr>
</table>

注①指定難病、小児慢性特定疾病の方の負担額は330円となります。

注②区分Ⅱは、世帯全員が市民税非課税の場合該当します。

注③区分Ⅰは、世帯全員が市民税非課税で、税の所得額が0円の場合、該当します。（年金の所得額は、控除額を80万円として計算します）

【手続きについて】

※1　非課税世帯の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方は、「高齢者医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きが必要です。

※2　食事代は、さかのぼっての払い戻しはできません。入院日数90日を超える場合の減額も申請が必要です。

※3　当院はオンライン資格確認システムを導入しています。オンライン資格確認をご希望の方は、受付にてお申し出ください。

※ご不明な点は、職員までお尋ねください。

宮崎生協病院　院長